

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 29 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について（再周知）

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
入国者に対する健康フォローアップの実施については、
「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について」（令和3年7月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添1）
「入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問」（令和3年10月26日更新、別添2）
に基づき、各保健所において実施に努めていただいているところと存じます。

今般、新たな変異株であるB.1.1.529株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されました。オミクロン株は令和3年11月28日付けで「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統(オミクロン株)について(第2報)」（国立感染症研究所）が発出され、「懸念すべき変異株(VOC)」に位置付けられたところです。

また、これに伴い「「B.1.1.529系統の変異株(オミクロン株)」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について(要請)」（令和3年11月29日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添3）が発出されております。

こうした世界的なオミクロン株を取り巻く感染状況を踏まえ、入国者等に対して実施している健康フォローアップ等において、症状を呈した方や濃厚接触者の可能性がある方が確認された等の場合には、入国者健康確認センターと各保健所が一層連携して、早期の陽性者把握や感染拡大防止に向けた対応が必要となります。

つきましては、別添1、2に加えて別添3を改めてご参照いただき、入国者等が濃厚接触の可能性があるとされた場合の対応や入国者等に対する健康フォローアップ及び健康観察が遺漏なく実施できるよう改めてご確認の上、ご対応をお願いします。特に、濃厚接触者と特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的なご対応をお願いいたします。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、この点についてご了知の上、以上の業務を保健所において適切に実施できるよう、体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保健班 守川・近藤
TEL 03-5253-1111 (内線 2391/2392)
03-3595-2190 (夜間直通)